

令和5年度

長崎県建設工事入札参加申請要領

【長崎県知事許可業者用】

【県内大臣許可業者の入札参加資格申請等について】

入札参加資格申請については令和4年10月に受付します。詳細については、令和4年9月頃ホームページにてご案内いたします。

主観点の届出及び入札参加申請後の変更の届出についても、ホームページでご確認ください。

長崎県土木部監理課

長崎県土木部監理課 建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-894-3015 (直通) FAX 095-894-3460
---------------------	--

長崎県が発注する令和5年度の建設工事の入札に参加しようとする者は、長崎県建設工事入札参加資格審査申請書を経営規模等評価申請書（及び総合評定値請求書）と同時に下記の要領で提出して下さい。

1. 提出資格

- (1) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者のうち、**令和3年7月1日から令和4年6月30日を審査基準日**とし、同法第27条の29の規定による総合評定値の請求を行った者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）また、同第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けている者であること。
 - (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること
 - (5) 長崎県税の未納がない者であること。
 - (6) 消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
 - (7) (1)の経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、いずれも「無」に該当しない者であること。
 - (8) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第10条第2号により入札参加資格を取消された者で、当該取消しの日から1年を経過しない者でないこと。
- ※ 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 申請期間

令和4年1月4日（火）から令和4年10月31日（月）

3. 申 請 方 法

経営規模等評価申請（及び総合評定値請求）と同時に受け付けます。

4. 提 出 書 類

- (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（正・副2部）……………図－1（P5）
（審査後1部返却する。白色の紙で可）
- (2) 申請等内容が真正であることの「誓約書」（原本）……………図－7（P7）
- (3) 「県税の未納がない」旨の納税証明書（原本）……………図－2（P5）
（入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものに限る。）
（各振興局の税務担当部署で証明書の交付を受けること。）
- (4) 「審査基準日を含む決算期の売上高に課税された消費税及び地方消費税の額及びその納付額が記載された消費税及び地方消費税の納税証明書」（原本）……………図－3（P6）
（管轄の税務署で証明書の交付を受けること。）
- (5) 「消費税及び地方消費税について未納がない」旨の納税証明書（原本）……………図－4（P6）
※令和4年度長崎県建設工事入札参加資格審査申請書を提出していない者のみ
（入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものに限る。）
（管轄の税務署で証明書の交付を受けること。）

（ 注 意 1 ）

「消費税及び地方消費税の納税証明書」については、令和4年度長崎県建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者は「税額の記載された納税証明書」を添付し、提出していない者は「税額の記載された納税証明書」及び「未納がない証明書」を添付すること。

（ 注 意 2 ）

他の書類等で次に掲げるいずれかの事項に該当することが確認できる場合は(4)、(5)の提出は不要です。

- ① 基準決算日における決算で非課税（前々期の売上高1,000万円以下）である場合。
- ② 法人設立後2期以内で免税である場合。

5. 提 示 書 類

- (1) 建設労働者への福利対策を証明する書類
 - ・ 労働保険料納入証明書……………図－5（P6）
（各労働基準監督署で交付を受けること）
 - ・ 建設業労働災害防止協会加入証明書……………図－6（P6）
- (2) 契約保証金の免除措置に係る工事の履行完了を証明する書類（3ページ参照）
- (3) 建設業従事職員全員分の常勤性の確認書類（4ページ参照）
- (4) 消費税及び地方消費税確定申告書の控

6. そ の 他

- (1) 提出期日は厳守して下さい。
- (2) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書の用紙は建設業指導班のホームページでダウンロードするか、（一社）長崎県建設業協会各支部において販売しています。
（掲載場所）長崎県トップページの上にある【組織で探す】をクリック
土木部 監理課 → 建設業関係 → 経営事項審査
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/keisin>
- (3) 申請書の提出にあたっては、P 8「入札参加資格審査申請チェックリスト」で確認したうえで提出してください。

※主観的審査事項について(県内業者)

令和5年度主観的の届出については、別途受付を行います。（令和4年10月頃を予定）届出方法等詳細については、令和4年9月頃長崎県土木部監理課建設業指導班のホームページにてご案内いたします。（経審及び入札参加申込時には、受付不可。）

【契約保証金の免除措置について】

本県と契約を締結する場合は、長崎県財務規則第111条（契約保証金）により、原則として保証金を徴収することになっています。

ただし、300万円未満の建設工事について契約保証金の免除を希望する場合は、次のすべての要件を満たす履行証明2件（1業者につき2件とし、業種別には不要）を提示してください。

（注）なお、この書類を提示したとしても、300万円以上の工事を契約する場合は、契約保証金は免除されません。契約保証金の免除範囲等については、提示された証明書類により県が個々に決定するものであり、証明書類の提示をもって直ちに免除されるものではないので念のため申し添えます。また、提示しなくても入札参加資格審査申請は可能です。

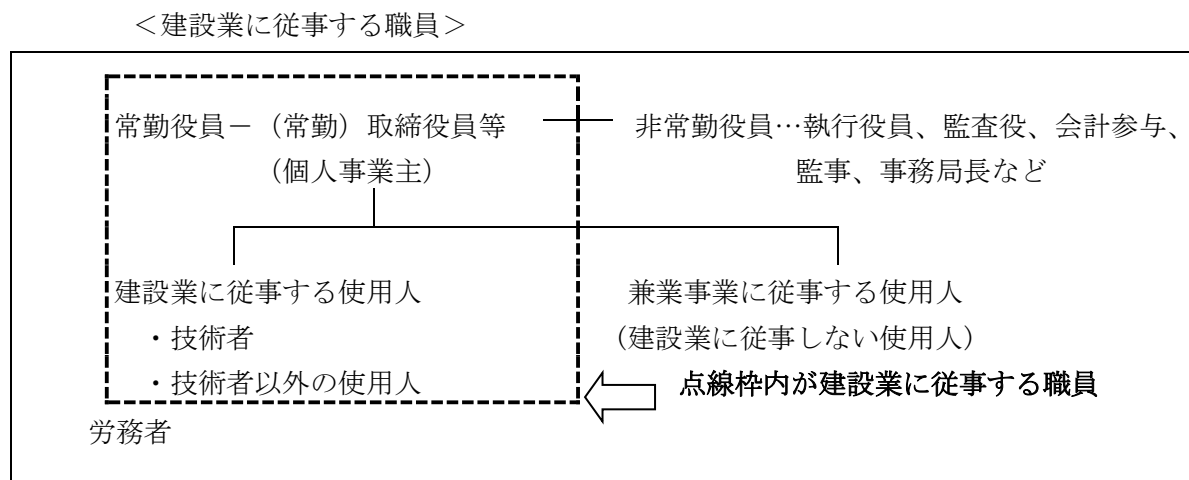
【要件】

1. **契約の相手方が**国又は地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）である建設工事の契約。
※独立行政法人、国立大学法人、公社及び公団は対象外。
※JV（共同企業体）として行った工事は、協定書等の出資割合がわかる書類を提示すること。
2. **契約締結日が**令和3年4月1日以降のものであって、（該当請負工事が）既に履行完了していること。
3. **履行証明とは**次の①から③までのいずれかとします。
 - ①契約書の写し及び工事完成確認書の写し
 - ②契約書の写し及び工事発注者が発行した履行証明書（契約締結日、請負金額、工事名、工期、完成年月日、発注者及び受注者等が確認できるもの）の写し
 - ③工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その工事にかかる工事实績情報サービスの竣工登録データの写しなお、①から③までを組み合わせで2件提出することでもかまいません。

【建設業従事職員数の確認について】 ※主観点加対象

建設業に従事する職員数については、審査基準日（直前の決算日）においての常勤の代表者、常勤の役員及び使用人とし、**非常勤の者、監査役及び労務者等は除く。**

常勤性の確認書類として、建設業従事職員全員分の賃金台帳、社会保険の「被保険者標準報酬額決定通知書」、雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」等を提示してください。



「建設業に従事する使用人」 ……**雇用期間を特に限定することなく雇用された者**で建設業に従事するもの。

「常勤の役員等」 ……（法人）業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で**常勤のもの**

（個人）その者又はその支配人で**常勤のもの**

「兼業事業に従事する使用人」 ……雇用期間を特に限定することなく雇用された者で建設業以外の事業に従事するもの

様式等見本

図－１ ※申請書の色は指定しない

(A 4 ヨコ)

長崎県建設工事入札参加資格審査申請書				
令和 年度の長崎県施工の建設工事の入札に参加したいのでその参加資格審査を申請いたします。 なお、各事業年度における完成工事高及び経営の内容については、 月 日付提出済の経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書の記載事項のとおりであることを誓約いたします。				
令和 年 月 日 般 長崎県知事 許可 ー 第 号 令和 年 月 日 特 主たる営業所の所在地 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名 電話 市外局 () - () 局 () 番				
長 崎 県 知 事 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保険等加入者証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1. 労働保険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2. 建 災 防</td> </tr> </table>	保険等加入者証	1. 労働保険	2. 建 災 防
保険等加入者証				
1. 労働保険				
2. 建 災 防				

図－２

納 税 証 明 書

第 号

証明書の使用目的 納税者又は特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	(例) 長崎県建設工事入札参加申請のため 下記のとお相違ないことを証明します。	
証明事項		

图-3

納 税 証 明 書
(その1・納税額等証明用)

(納付税額記載用)

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

[illegible]

(備 考)

○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

5

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日 長崎税務署長

財務事務官

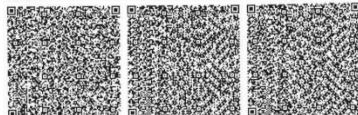


图-4

納 税 証 明 書
(その3・未納税額のない証明用)

(未納税額がないこと用)

住所(所在地)
氏名(名称)

1 消費税及地方消費税について未納の税額はあります。

以下余自

微管 (証明) 第

上記のとおり、相違ないことを証明します。

金和 伍 昌 昌 孫德仍敬置

as a data source.



图-5

労働保険料等納入証明書

(兼労働保険料等納入証明開書)

令和 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官
長崎労働局長 殿

并備保險單

府庫	所藏	管轄	基幹番号	枝番号
42				
42				
42				
42				
42				

事業場所在地

事業場名称	
-------	--

代表者氏名	代表者印
-------	------

印

生物資源の保護料の徴収等に関する法律の規定による生物保護料、及び、石炭による産業廃棄物の処理に関する法律の規定による一般廃棄物の増徴がないことを証明願います。

次の者に証明書を交付願います。

氏 名

※申請事業場以外の方がお越しいただく場合、記載してください。

上記について、証明日現在滞納がないことを証明します。

なお、この証明書は、令和 年 月 日迄で有効とする。

労働保険特別会計歳入徴収官
長崎労働局長

06-07

- ※ 本書は、必要枚数×1枚（発行機関控え）を作成し、直ちに送付してくださいと郵政労働組合員すべての同意（署名）を送付してください。
- ※ 労働保険料者の滞滞がある場合、本書は証明できません。
- ※ 中継労働者以外の方がお越しいた場合は、身分を証明する書類を提示していただくことがあります。
- ※ 郵送にて請求する場合は、送信用封筒及び1封筒を同時に、長崎労働局に郵送してください。
（宛先 〒850-0033 長崎市下町7-11 労務安全保健センター）
- ※ 年度更新通知（期前）（8～9月）に手渡される場合は、その年度の労働保険費（労務安全保健料）の額（署名）を送付してください。

图-6

建設業労働災害防止協会加入証明書

住所

会社名

上記の者は、建設業労働災害防止協会の会員であることを証明します。

建設業労働災害防止協会
長崎県支部

図－７

(入札参加資格申請書添付書類)

誓 約 書

令和 年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 年度の長崎県建設工事入札参加資格申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

今後、下記の事項については、遅滞なく建設業法に基づく変更届け（県内大臣許可業者については入札参加資格審査申請書記載事項変更届）（以下「変更届」という。）を提出します。

また、変更届を提出せず、入札参加資格を欠く事実が判明した場合は、虚偽申請とみなされても異議申し立てしないことを誓約いたします。

記

- (１) 商号又は名称の変更
- (２) 代表者氏名の変更
- (３) 受任者氏名の変更
- (４) 所在地、郵便番号又は電話番号の変更
- (５) 入札参加希望業種の一部廃業
- (６) 受任営業所の削除
- (７) 経営事項審査の審査基準日（県内知事除く）の更新
- (８) 入札参加資格の取下げ

令和5年度 入札参加資格審査申請チェックリスト

申請書の提出にあたっては、以下のポイントをすべてチェックしたうえで提出してください。
(このチェックリストは提出不要です)

1. 参加資格

- ☐ 令和3年7月1日から令和4年6月30日を審査基準日とする経営事項審査を受けていますか。
- ☐ 地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項の規定に該当しませんか。
- ☐ 経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、いずれも「有」又は「適用除外」となっていますか。

2. 提出書類

NO	チェック	提出書類	チェック	注意事項等
1	☐	長崎県建設工事入札参加資格審査申請書 (正・副2部)	☐	年度は令和5年度になっていますか。
			☐	申請年月日、許可番号、所在地、商号又は名称、代表者名が記入されていますか。
2	☐	申請等内容が真正であることの「誓約書」 [原本]	☐	代表者印の押印漏れはありませんか。
3	☐	「県税の未納がない」旨の納税証明書 [原本]	☐	入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものです。
4	☐	「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その1) [原本]	☐	審査基準日を含む決算期の売上高に課税された消費税及び地方消費税の額及びその納付額が記載されていますか。
以下は令和4年度入札参加資格申請書を提出していない者のみ必要				
5	☐	「消費税及び地方消費税について未納がない」納税証明書(その3) [原本]	☐	入札参加申請時点で証明日が直前3カ月以内のものです。

(注) 4、5について、免税業者は不要

3. 提示書類

1		提示書類		注意事項等	
NO	チェック			チェック	
1	☐	消費税及び地方消費税の確定申告書の控			
建設業従事職員数の確認（審査基準日時点）　[　　　　　　　　　人]　※全業者に確認します					
1	☐	賃金台帳		☐	建設業従事職員全員分ありますか。
2	☐	常勤性の確認資料			
建設労働者への福利対策を証明する書類（提示）　※該当がある場合のみ					
1	☐	労働保険料納入証明書			
2	☐	建設業労働災害防止協会加入証明書			
契約保証金の免除措置に係る工事の履行完了を証明する書類2件分（提示）　※希望する場合のみ					
1	☐	契約書の写し		☐	契約締結日が令和3年4月1日以降のものであって、履行完了していますか。
2	☐	工事完成確認書の写し			

入札参加資格に係る営業所の委任について（監理課取扱）

入札参加資格に係る営業所について、委任を希望する場合は届出が必要です。

入札参加資格申請後、委任している営業所について下記の事項に変更が生じた場合や、新たに営業所に委任する場合は、「入札参加にかかる委任事項変更届」と添付書類を提出してください。変更届及び委任状は下記ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

（掲載場所）長崎県トップページの上にある【組織で探す】をクリック

→ 土木部 監理課 → 建設業関係 → 入札参加資格

※委任を行わない場合は提出は不要です。建設業の許可関係での営業所の新設、変更届出とは別に届出が必要となります。これらの届出を怠ると、入札参加資格者名簿への掲載、修正が行われませんのでご注意ください。

※営業所に委任をしている業者には、毎年１２月頃に次年度の委任事項についての確認のため、提出書類などについて文書で通知します。年間委任状についてはこのときにご提出ください。

◆変更事項及び添付書類

	変 更 事 項 等	添 付 書 類
1	営業所・支店名	・建設業許可の変更届出書（様式２２号の２）の写
2	受任者の氏名	・委任状 ・建設業許可の変更届出書（様式２２号の２）の写
3	所在地・郵便番号・電話番号	・建設業許可の変更届出書（様式２２号の２）の写
4	登録業種の変更	・建設業許可の変更届出書（様式２２号の２）の写
5	営業所の廃止	・建設業許可の変更届出書（様式２２号の２）の写

様式等見本

変更届	委任状														
県内業者用 入札参加にかかる委任事項変更届 令和 年 月 日 長崎県知事 様 所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名 許 可 番 号 令和 年度の入札参加にかかる委任事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えてお届けします。 ◎変更事項（該当するものを○で囲む） <table border="0"> <tr> <td>1 営業所・支店名</td> <td>2 受任者</td> <td>3 所在地（営業所・支店）</td> </tr> <tr> <td>4 電話番号</td> <td>5 その他（営業所における許可業種等）</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>変更事項</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th><th>変更年月日</th></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	1 営業所・支店名	2 受任者	3 所在地（営業所・支店）	4 電話番号	5 その他（営業所における許可業種等）		変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日					委 任 状 令和 年 月 日 長 崎 県 知 事 様 委 任 者 Ⓜ 今般下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。 受 任 者 Ⓜ 委 任 事 項 - 入札及び見積に関する件 - 契約締結に関する件 - 請負代金（委託料）の請求及び受領に関する件 - 保証金の納付並びに還付の請求及び受領に関する件 - 上記に係る諸願届出について - 復代理人の選出及び解任について - 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項目に定める行為について - その他契約履行に関する一切の件 委 任 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
1 営業所・支店名	2 受任者	3 所在地（営業所・支店）													
4 電話番号	5 その他（営業所における許可業種等）														
変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日												

入札への参加を希望される建設業者の皆様へ

長崎県土木部建設企画課

下記の項目に該当する場合、別途 電子入札システムの手続きも必要です。

	項 目	手続き方法
	初めて電子入札を利用	<u>建設企画課へ紙申請必要</u> (申請していない場合、原則入札無効)
	入札参加資格審査随時申請 後、電子入札を利用	
	代表者名変更	
	営業所長名変更	
	商号名称変更	
	営業所名変更	
	住所変更	<u>建設企画課へ紙申請必要</u>
	電話番号変更	電子入札システム上で 変更必要
	メールアドレス変更	

具体的な手続き方法・様式については、「長崎県建設工事（建設関連業務委託）電子入札」のホームページ内の「電子入札参加申請（新規・変更）」をご覧ください。「長崎県電子入札ヘルプデスク」へお問い合わせください。

◆「電子入札システムの操作・手続きの方法等」及び「本紙」へのお問い合わせ先◆

長崎県電子入札ヘルプデスク

TEL : 0570-099-037

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日を除く）

ホームページ：<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~e-nyusatu/>

【注意】入札案件に対する具体的な質問（工事の内容等）については、ヘルプデスクではお答えできませんので、各発注機関へお問い合わせください。

（次ページへ続く）

【はじめて入札に参加される方へのお知らせ】

（１）電子入札の利用者登録はお済みですか？

長崎県が発注する建設工事の多くは、電子入札で行われます。この電子入札に参加ご希望の方は、パソコン等の準備に加え、利用者登録（※）を行う必要がありますので、建設企画課へ利用者登録の申請を行ってください。

なお、利用者登録が行われていない場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

※利用者登録は１度だけで、毎年行う必要はありません。ただし、登録した情報に変更があった場合は、随時、変更を行う必要があります（後述の（２）参照）。

【以下は利用者登録がお済みの方へのお知らせ】

（２）代表者、会社名、住所等に変更があった場合、電子入札の変更手続きはお済みですか？

代表者、会社名、住所等に変更があった場合、利用者登録の情報を変更するため、地方機関へ提出する建設業法上の届出とは別に、民間認証局への申請と建設企画課へ申請が必要になる場合がありますので、変更の内容に応じた所定の変更手続きを行ってください。

なお、変更手続きを行わず、事実と異なる利用者登録情報のまま行った入札は無効となる場合があるため、十分ご注意ください。

（３）ＩＣカードの有効期限は切れていませんか？

有効期限が切れているＩＣカードでは、電子入札に参加することができませんので、有効期限が途切れないように、新たなＩＣカードを取得し、利用者登録を行ってください。

なお、登録されているＩＣカードの有効期限が切れている場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

（４）入札参加資格を再度取得した場合、電子入札の利用者登録申請はお済みですか？

一度入札参加資格を失った後に、再度入札参加資格を取得した場合は、建設企画課へ利用者登録の申請が必要になります。

※申請を行わず、利用者登録が行われていない場合、電子入札の案件には指名されませんので十分ご注意ください。

系列会社についての届出

(届出内容に変更がある場合は「変更届出書」を提出願います)

1. 同一の入札では系列会社同士の参加は認めていません

長崎県は、平成18年4月1日以降、系列会社に該当する複数の者の同一入札への参加を認めていません。

- ・ 一般競争入札の場合は、自主的に1社のみ応募して下さい。もし系列会社該当業者が、複数同一入札に参加した場合は、その者のした入札は無効となります。
- ・ 指名競争については県が1社のみを指名します。

2. 系列会社として見なす基準は、以下のとおりです

以下のいずれかに該当する二者(共同組合と組合構成員の関係も対象)以上の場合。

1) 資本的關係

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的關係

役員の兼任等(但し、監査役を除く)

3) 複合的關係

上記、1)2)が複合して該当する二者以上の場合。

3. 系列会社についての届出書・変更届出書の提出のお願い

(届出書)

長崎県の建設工事の入札参加資格を有する全ての企業は、平成17年度に、「系列会社についての届出書」を提出済みですので提出不要です。

ただし、平成18年度以降、新たに入札参加資格申請を行う(届出書未提出)企業は、「系列会社についての届出書」を提出して下さい。

(変更届出書)

届出書の提出以後に、内容変更、又は解除が生じた場合は、2週間以内に「系列会社についての変更届出書」を提出して下さい。(提出していない場合は速やかに提出して下さい)

※系列会社の考え方、具体事例、届出書様式、記入例等は、長崎県土木部のホームページからダウンロードできます。

4. 届出書提出(郵送)先

◎長崎県土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
(〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3027)

※提出がない場合や、虚偽の記載をした場合、指名停止措置の対象となる場合がありますので、十分確認の上、必ず提出して下さい。